

次世代政策研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、次世代政策研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本のことを大切にする党員（以下、「党員」という。）有志による自発的な政策研究会（いわゆる派閥）として、国体の護持並びに旧次世代の党の綱領及びそれにもとづく基本政策の実現を図ることによる日本国の永遠化を目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を埼玉県に置く。

② 本会は、必要に応じて、地区事務所を置くことができる。

(構成)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する党員をもって構成する。

② 本会の趣旨に賛同する者が党員でない場合には、役員会の議を経て、会員とすることができる。

(執行機関)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	原則として2名
会計責任者の職務代行者	1名

第6条 役員任命及び罷免は役員会が決定し、総会に報告する。

② 会長は、必要に応じて所要の役職、担当部署を設置し、職員を任命することができる。

第7条 役員会は、原則として毎週1回開催し、会長が議長を務める。

(任期)

第8条 本会の役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(議決機関)

第9条 本会の最高議決機関として総会をおく。

② 総会は毎年1回開催し、その他必要に応じて臨時総会を招集することができる。

③ 総会は会長が招集し、会長が議長を務める。

(会計)

第10条 本会の経費は会費、寄付金及び事業収入、その他の収入をもってこれにあてる。

② 本会の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

(監査)

第11条 監事は毎会計年度において本支部の収支に係る会計帳簿、明細書及び領収書などについて監査を行う。

(顧問)

第12条 役員会は、本会の顧問を選任することができる。

② 総会は、顧問のうちから、最高顧問を選任することができる。

(党紀)

第13条 役員会は、会員の行為が、本会の綱領又は規約に反し本会の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、調査の上で除名等の会員の身分にかかる処分を決定することができる。

(規約の改正)

第14条 本規約の改廃は、総会にて決定する。

② 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(補則)

第15条 本規約に定めのない事項については、その都度役員会で協議する。

附 則 本規約は、平成28年3月2日から施行する。